反社会的勢力の排除規約

平成24年11月30日 制 定 平成24年12月 1日 実 施

事業者名 岡崎運送株式会社 代表 者 代表取締役 岡崎正裕

反社会的勢力の排除規約

(反社会的勢力の排除)

複製・転載禁止

- 第1条 当社は、次に掲げる場合において、運送契約の締結、当社の販売先・当社への仕入れ先等 の取り引き、及び当社社員としての労働契約に応じないものとします。
 - (1) 運送契約、仕入れ・販売等の取り引き、及び当社に入社しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)である場合
 - (2) 運送契約、仕入れ・販売等の取り引き、及び当社に入社しようとする者が暴力団又は暴力 団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
 - (3) 運送契約、仕入れ・販売等の取り引き、及び当社に入社しようとする者が法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
 - (4) 運送契約、仕入れ・販売等の取り引き、及び当社に入社しようとする者が当社若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は法的な責任を超えた不当な要求をした場合
 - 2 当社との運送契約の締結、当社の販売先・当社への仕入れ先等の取り引き、及び当社社員として労働契約したい場合は、当社に対し、個別契約時において、反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する
 - 3 1項、2項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、運送契約、仕入れ・販売 等の取り引き、及び当社に入社しようとする者はその調査に協力し、これに必要と判断する 資料を提出しなければならない

複製 • 転載禁止

(契約の解除)

- 第2条 当社は、運送契約者、当社販売業者、当社への仕入れ業者及び当社社員が次の事由に該当 する場合、その運送契約、販売・仕入れ等の取り引き、及び労働契約を催促なく解除する ものとする
 - (1) 反社会的勢力
 - (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - (3) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
 - (4) 当社若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は法的な責任を超えた不当な 要求をした場合
 - (5) 当社が定める各種規則の禁止事項に従わない場合
 - 2 前項の規定により、個別契約を解除した場合には、該当する運送契約者、当社販売業者、当社への仕入れ業者、及び当社社員の損害を、当社は賠償する責を負わない。
 - 3 第1項の規定により当社が個別契約を解除した場合には、該当の運送契約者、当社販売業者、 当社への仕入れ業者、及び当社社員は当社に対し違約金を支払う

※ 本規約は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策 閣僚会議幹事会申合せ)」に基づき、広く反社会的勢力を排除対象として作成しています。

(附則)

本規約は平成24年12月1日より実施する。

複製·転載禁止